

議長（志村 忠昭）

おはようございます。

本日も、定刻にご参集頂きましてありがとうございます。

ただ今、出席議員は13名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配布の通りであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、12番、庄野克宏君、13番、門瀧雄君を指名致します。

日程第2、一般質問を行います。

なお、質問者の持ち時間は、質問と答弁時間合わせて45分以内となっております。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

最初に8番、古川幸義君。

議員（古川 幸義）

おはようございます。

8番、古川幸義です。

議長のお許しを頂きましたので、通告順に従いまして質問させていただきます。

質問の前に、先月24日、佐々木議員さんがお亡くなりになりましたので、ご冥福をお祈りして、質問をさせていただきます。

まず質問は、「防犯カメラの今後の運用について」です。

最近、様々な犯罪が多発する中、事件解決の手掛かりの証拠として、防犯カメラからの映像が事件の早期解決に寄与していると思われま

す。また、地域住民を脅かす犯罪や、住民が不安と感じている地域での事件・事故発生への間接的な抑止力となっているのではないのでしょうか。

その他にも地域で抱えている、ごみ等の不当投棄など、地域モラルの低下等の問題に威力を発揮していると思われま

す。本町では平成22年から25年までに香川警察本部生活安全部生活安全企画係より「モデル事業」として防犯カメラ付緊急警報装置が14基設置され、この5年間では防犯の発生の抑止効果としての成果として表れ、防犯に力を発揮しているのではないのでしょうか。

しかしながら、「モデル事業」により設置された防犯カメラは、設置後5年経過し、残り3年間はメンテナンス期間とし設置後から8年は県警事業で維持管理となっております。

その後は、市町や自治会等で機器の維持管理できるものは、市町や自治会等

に無償譲渡し、市町や自治会等で維持管理出来ないものや、設置する必要性が認められないものには撤去する方針だと丸亀警察署より自治会宛に説明がありました。地域の住民は今まであった防犯カメラが取り除かれると、犯罪・事故への抑止力が無くなり、犯罪・事故が撤去後多発するのではないかと治安・防犯に対し、不安を感じております。

是非、防犯カメラの継続を強く要望致します。

よって次の質問を致しますので宜しくご答弁お願い致します。

一つ、町として防犯カメラを設置している自治会からの、意見の取りまとめ・要望などを求め、現状を充分把握した上で検討を行い今後、継続や撤去等の方針を立てるのでしょうか、お答え願います。

町長（丸尾 幸雄）

おはようございます。

古川議員の現状を把握した上で検討を行い、今後継続や撤去等の方針を立てるのかとのご質問にお答えをしております。

ご質問の防犯カメラは、平成22年度から25年度にかけて県警察が県の子ども安全・安心防犯環境整備事業により、住民の防犯意識が高く防犯活動が活発な地域をモデル地区として選定をし、町内では14カ所に緊急警報装置と防犯カメラを設置したものであります。

この事業が終了するに当たり、県警察から自治会へ事業終了後も自治会内で機器の運用を継続するか継続しないかの希望について照会が行われるとともに、自治会が自ら継続運用を希望する場合は県警察から自治会に機器を譲渡し、また自治会が継続運用を希望しない場合は県警察により機器の撤去がなされようとしているものでございます。

従いまして、機器の継続使用につきましても撤去するにつきましても、まず自治会の意思が肝要でございますので、町としてはまず自治会から県警察への意思表示を尊重するとともに、また自治会から別途町への要望があるようでありましたら、要望について必要性や効果を検討していく所存でございます。

よろしく願いをいたします。

議員（古川 幸義）

先月11月29日付にて、総務課より関係自治会宛てに調査依頼のアンケートが届きました。

内容を拝見しましたところ、過去に警報装置の作動の有無、また警察からの照会はあったか、防犯カメラ警報装置設置の効果はあったか、また終了後の、継続するか否かの意思を調査されたわけですが、その結果、意見要望はどうであったでしょうか。

また、設置箇所14カ所の中で公共施設などに設置している場合の意見の収集はどのようにして集められたかお答え願います。

総務課長（矢野 修司）

ただいまの古川議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど町長の答弁にもございましたように、今現在、町内14カ所に設置された防犯カメラ、これを12の自治会で管理をいただいております。

つまり、中に2自治会につきましては、2カ所カメラを管理していただいとるところがございます。

先般、この12自治会に対しまして、今、古川議員のご質問にもありましたように、防犯カメラの作動実績、また設置に関する効果についてのアンケートを行いました。

今現在のところ12自治会中10自治会より回答をいただいております。

先ほどのご質問の件でございますが、作動実績というところにつきましては、回答をいただいた10自治会のうち4自治会から作動実績があったと、併せてそれに伴って警察からの照会があったという回答をいただいております。

内容につきましては、子供へのいたずらに係る警察への通報によって、そのカメラの映像で確認をした、また選挙ポスターの損壊に係る部分の調査、あるいは自転車の盗難、不審者情報、またカメラ周辺での事故発生に係る調査に伴う確認というところで警察からの照会があったということでございます。

また、その設置に関する効果につきましては、回答をいただいております10自治会全てから効果があると。

内容といたしましては、町全体に係る犯罪への抑止効果があった、とりわけ設置をしております地域周辺に関する犯罪の抑止効果があったというふうな回答をいただいております。

また、公共の施設という部分でございますが、ある意味設置をしている部分、これは全て公共の部分というような判断ができようかと思えます。

そういったところで、このアンケートの結果を鑑みますと、今現在設置をいたしております防犯カメラの効果、それと必要性につきましてはこの回答から推して知るべしかなというふうな思いを持っております。

以上、再質問に対する回答とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

答弁どうもありがとうございました。

次の質問に入ります。

今後、自治会の要請により防犯カメラを維持継続された場合、事故、犯罪等により証拠、手がかりとしてハードディスクに残る映像の確認を要求された

場合や必要に応じ画像提供を受けた場合、個人情報保護法に基づき管理上のプライバシーの保護、取り扱いはどこがするのでしょうか、答弁願います。

総務課長（矢野 修司）

ただいまの管理上のプライバシーの保護、取り扱いはどこがするのかのご質問にお答えをいたします。

防犯カメラの管理におけるプライバシーの保護は、設置場所に応じ、その設置者及び管理者の責任において取り扱う必要がございます。

本来、撮影される個人のプライバシーは憲法に保障された権利であり、また撮影記録される映像は特定個人の識別が可能となる個人情報として保護が必要となります。

公の場所に防犯カメラを設置するためには、その映像を第三者に提供可能な状況、すなわち捜査機関に映像提供を求められた場合や個人の安全に際し緊急且つやむを得ない場合など、客観的に妥当と判断できる場合に限定してカメラを用いるという前提が必要になると思われます。

そのためにも、あらかじめ管理規定などで、映像提供は犯罪抑止にやむを得ないため必要である場合に限るとして、それ以外の目的への使用禁止をするなど運用の方法を定めることが必要となってまいります。

町で防犯カメラを設置する場合は町の設置要綱として、自治会が設置もしくは県警察から譲渡を受けて運用される場合は自治会にて防犯カメラの管理規定を設けることとなると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

答弁にあったように、映像は特定個人の識別が可能になり、個人情報となることにより保護が必要となります。

確かに法律ではそう定められて、扱いには慎重であらねばと認識しております。

各自治会単位で管理規定を設けるのはいささか無理があるのではないかと思われます。

例えば、映像等の提供に関し、法廷で証拠として捉まえた場合、自治会が個人情報保護法に関しての規定などを整備するのは難題であります。

企業、団体と確約書、誓約書を自治会で交わす場合は、やはり市町などを交えて交わすのが通常の事例でもありますので、検討、協力お願いいたします。

総務課長（矢野 修司）

ただいまの古川議員の再質問に対しましてお答えをいたします。

確かに今ご指摘のとおり、自治会が今後管理をしていくといった場合に、自

治会において管理規定を設けて、それに基づいて管理していくという事はかなり難しいというふうな思いは当然町としても今思っております。

実際、管理をする場合において、管理規定の準則というのは今現在県のほうから示されておりますが、まだ今のところはそういった規定を設けることなく現実的に運用しているという状況でございます。

今現在は香川県の警察本部、それと多度津町、それと管理をいただいております自治会、この三者で甲乙丙というような形で覚書を交わしております。

多度津町の14カ所の防犯カメラにつきましては、22年度当初に4カ所、翌年23年度に6カ所、その次、24年度に3カ所、そして25年度に1カ所というような形で、順次14カ所設置して管理しておるわけですが、その都度、今言ったような形で県、町、自治会、三者での覚書を交わしまして、毎年県警本部が設置した防犯カメラ、この確認をするとともに、1年更新で覚書を交わしてきておるといような状況でございます。

その覚書の中で、管理をする機器及びそれぞれの県、町、自治会の役割分担というものを明記した上で運用してきているという状況でございますが、今問題になっております今後県がそちらから手を引くということになるという状況の中で、この運用をどうするんだということが今問題になってきておるわけですが、それにつきましては先ほどの答弁でも申し上げましたように、公の防犯上の必要性、また犯罪の抑止効果等も含めまして十分に今後検討していく必要があるかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

詳細なる答弁どうもありがとうございました。

それでは、次の質問をさせていただきます。

機材の保証期間の8年を過ぎ、故障の対応、メンテナンスはどこが管理を行い、費用が発生した場合はどうするのか、また電力等の維持はどうするのかについてお答え願います。

総務課長（矢野 修司）

ただいまのご質問のメンテナンスはどこが管理を行い、費用が発生した場合どうするのか、また電力等の維持はどうするのかのご質問にお答えをいたします。

この事業におきましては、従来、県警察が機器を所有、設置を行い、多度津町がその電気を負担、そして警察から機器の貸与を受けた自治会が機器の日常管理や現場確認を行うという役割分担が行われてまいっております。

自治会が県警察から管理を引き継ぐことを希望した場合、電気料金については引き続き多度津町にて負担することといたしますが、機器に故障が起こっ

たときやメンテナンスの必要が生じた場合はその修理や更新を実際に行うか、また行わないかの判断も含めまして、今後の機器所有者の決定に基づき費用が発生することとなります。

従いまして、機器の修理費やメンテナンス費用につきましては、機器所有者が自治会であれば自治会にて負担していただくことになるというふうに判断をいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問いたします。

機器の修理費やメンテナンス費用を自治会で賄うのは無理があるのではないのでしょうか。

費用について、どれぐらいかかるのか調べてまいりました。

結果、カメラの修理費用として、壊れた場合、カメラ本体が10万円から15万円、ボタン装置が3万円、内蔵ハードディスクが3万円から5万円と非常に高価なものであります。

この費用を自治会に掲示しましたら、どこの自治会も引き受けることに承諾は受けられないと思いますので、今後、町のほうでフォローのほうよろしく願いいたします。

次の質問に参ります。

今後、防犯カメラ設置補助が終了いたしますが、今後新たに必要とされる箇所や今まで申請していなかった自治会などから要望があれば、新設、増設などの対応はするのでしょうか。

総務課長（矢野 修司）

ただいまご質問の今後新設、増設等の対応はどうかのご質問にお答えをいたします。

現時点で、多度津町が自治会要望に基づき新たに防犯カメラを新設する予定、またその設置費用を補助する予定につきましては現在のところはございません。

自治会から要望があるようであれば、先のモデル地区である機器の継続費用に関する要望と同様、必要性や効果を検討していく所存でございますが、防犯カメラにつきましては設置箇所における犯罪抑止や犯罪の起きた後の警察による捜査活動には効力を発揮いたしますが、限られた財源の中、防犯灯の設置補助などの他の手段も含めて費用対効果を検討する必要がございますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

新設、増設の対応はどうかの答弁をいただきましたが、町として新

たな設置要望は受け入れないという答弁の解釈でよろしいでしょうか。

実は、私もこの件につきまして調査しました結果、香川県警察防犯カメラ設置促進事業というのがありまして、香川県警察防犯カメラ設置促進事業補助金交付要綱第6条の規定に沿って申請が可能であり、補助内容は、県補助金は対象物の2分の1以内であって30万円を限度とし、市町の負担金という内容があります。

答弁の内容とは相反するところがございますので、答弁よろしく願いいたします。

総務課長（矢野 修司）

ただいまの古川議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁につきましては、今後増設する要望に対しては対応しないという意味では決してございません。

今現在、増設に関する地域からの要望というものは、今のところ特には上がってきておりません。

しかしながら、継続利用につきましての対応につきましては、先ほどから申し上げておりますように今後検討していくということでございますが、今古川議員がおっしゃったように、今現在29年度の県予算の中では継続使用をするに当たって機器を更新する場合、30万円を上限にして町と県が半額ずつの15万円を負担するというような制度があるのは存じております。

しかしながら、その制度につきましては29年度以降、つまり30年度以降も継続するかどうかというのは今のところ不透明でございます。

残り2つの自治会からの回答も待った上で、全体の状況を判断いたしたいと考えております。

また、先ほど申し上げた増設につきましては、町の中で新たに道がついたり、そういうふうな状況が日々変化してきているという現状もございますので、そういったところも含めてその必要性等についてもあわせて検討する必要があるというふうには考えております。

補助金の活用が30年度以降も継続できるということであれば、それも含めて前向きに検討はしていく必要があろうかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

答弁どうもありがとうございました。

防犯カメラ設置費用は、私も資料を見ましたところ平成28年度12月で終了いたすということを明記されておりますが、じゃあその後はしないのかと警察本部のほうへ意見を求めたところ、28年度は12月で終わると。30年、31年、33年までと、行政側の補助があれば、自治会の方等、警察本部から補助金は

出るというふうに話をされてましたので、今後とも申請があったところは対応のほうよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2点目の質問に入ります。

「生活不活発病を予防するには」について質問いたします。

我が国は、超高齢化社会の到来により、今後高齢化社会に伴う医療、介護費の増加は避けて通れない課題であります。

医療、介護費の増加、さらに拍車をかける要因の一部として生活不活発病が挙げられております。

生活不活発病は、体を動かさない状態が続くことで心身機能が低下していく病気であり、特に高齢者や持病のある人に起こりやすく、一旦発症すると治りにくく、寝たきりの原因や体の機能低下、免疫力の低下によってさまざまな病気を引き起こし、更に鬱状態や知的活動の低下を引き起こすため、今後の医療費や介護費の増加を誘引する原因でもあります。

そのためにも、予防することが重要であると思っております。

よって、次の質問をいたします。

1つ、本町での過去5年間の医療、介護費の実績現状を踏まえ、過去を分析することにより、潜在成長率を仮定しながら今後5年間の医療、介護費増加を推測するならばどんな傾向に出るのか、概算、予測データなどあれば関係各課より答弁をお願いいたします。

住民課長（多田羅 勝弘）

古川議員ご質問の過去5年間及び今後の医療費についてお答えいたします。

本町の国民健康保険において、過去5年間に生活不活発病、病名としましては廃用症候群の診断を受けた方は平成23年度が14名、24年度が20名、25年度が26名、26年度が22名、27年度が15名で、この方々の年間の総医療費の合計は平成23年度が948万円、24年度が2,407万円、25年度が2,335万円、26年度が1,742万円、27年度が1,234万円となっています。

該当者は高齢者がほとんどですので、保険者である多度津町の負担割合を8割としますと平成23年度は760万円、24年度が1,930万円、25年度が1,870万円、26年度が1,390万円、27年度が990万円となります。

該当者全員、生活不活発病だけでなく複数の疾病を併発しており、医療費全体、全額が生活不活発病の治療に充てられているわけではありませんが、高額な医療費を必要としているのが現状でございます。

また、この5年間から今後の傾向を推測いたしますと、年度ごとに増減はありますが、年間の平均値で該当者は約20人、総医療費は約1,800万円、多度津町の負担は1,440万円と見込まれます。

今後、急激に対象者が増加するとは思いませんが、高齢化が進む中で体を動



かす習慣を身につけていない高齢者が増加しますと発症する可能性は高く、徐々に対象者や医療費が増加していくのではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

福祉保健課長（藤原 安江）

古川議員ご質問の今後5年間の介護費増加を推測するならばどんな傾向にあるのかについてお答えさせていただきます。

今後5年間の介護費用に関する資料としましては、3年ごとに策定しております介護保険事業計画の中で高齢者人口や介護保険サービス給付費等の将来的な推計をしておりますので、その数値を用いて回答させていただきます。

平成27年の実績を基準とした5年後の平成32年の推計であります。介護保険の第1号被保険者に当たる65歳以上の高齢者は27年が7,167人、高齢化率30.1%、32年が7,347人、5年間で180人の増加、高齢化率32.1%となり、2ポイント増加します。第1号被保険者は、平成30年で7,364人と最も多くなり、その後は減少に転じると見込んでおります。

一方、75歳以上の後期高齢者につきましては年々増加し、平成37年以降も増加が続くと推計しております。

次に、介護保険の認定者数の推計であります。平成27年1,325人、32年1,629人、304人の増加、認定率は18.4%から22.2%となり、3.8ポイント増加すると推計しております。

次に、介護保険サービス利用に係る介護給付費の見込みであります。平成27年度の総給付費は19億811万円で、1年間に約6,800万円ずつ増加していき、平成32年度においては22億4,223万円になり、5年間で3億3,412万円増加、27年度の約1.18倍になると見込んでおります。

以上のデータにより予測されることは、高齢者の増加により介護保険の認定者数や介護サービス利用件数が増加し、介護サービスに係る給付費も増加することは必至であります。

介護給付費の29%を第1号被保険者の介護保険料により負担する必要があることから、現在、本町の介護保険料の基準額は5,400円となっております。

全国の平均は5,514円で、国は平成32年度の介護保険料の全国平均を6,771円と推計し、その5年後の平成37年度には8,000円台になると予測をしております。

本町におきましても介護保険料の上昇は避けられず、今後も介護予防や閉じこもり予防に取り組み、高齢者が生活不活発病にならないよう多様な仕組みをつくるのが介護給付費の節減につながり、介護保険料の上昇を抑制することになると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

詳細な答弁どうもありがとうございました。

再質問等々はたくさんございますが、時間の都合により次の質問に入らせていただきます。

生活不活発病の予防対策としてはどうするのか、また本町が予防策として今から取り組んでいけばどのような効果が出るのかもあわせて質問いたします。

福祉保健課長（藤原 安江）

生活不活発病の予防対策についてお答えをいたします。

生活不活発病の予防と改善の鍵は、いかに活動的な生活を誰もが長く送れるかということで、いわゆる健康寿命を延ばすことでもあります。

本町が実施しております生活不活発病の予防対策としましては、1つ目に地域包括支援センターが中心になり行っています介護予防や閉じこもり予防への取り組みです。

福祉センターや湯楽里などで楽しく体を動かしたり歌を歌ったり小物づくりをしたり楽しみながら、高齢者は仲間と時間を過ごしておられます。

また、高齢者の閉じこもりを予防するため、歩いていける身近なところに気軽に集まれる居場所づくりにも積極的に取り組んでおり、さらに町の特性を生かしたご当地健康体操を現在作成しているところであります。

その体操を広く住民に周知し、自宅でも実践していただき、筋力の低下予防に役立てていただきたいと考えております。

2つ目に、家庭や地域、社会の中での役割づくりの推進をしています。

シルバー人材センターでの就業や10月に発足しました多度津ささえあい笑顔の会の活動を通して生きがいや働きがいが生まれ、そのことが介護予防や活動的な生活の継続につながっていくと考えております。

3つ目に、仲間づくりによる孤立化の予防です。

ひとり暮らし高齢者が増加傾向にある中、地域の行事も減少し地域のつながりが希薄化しておりますが、隣近所や地域の助け合い体制が強くなるような地域づくりに取り組んでおります。

また、元気なときからの仲間づくりのきっかけとして、昨年度より65再会という65歳の同窓会を開催しております。

久しぶりに懐かしい顔に会い、これをきっかけに新たなネットワークができればと期待しております。

4つ目に、介護保険サービス等の適切なサービスの提供に努めることでもあります。

不適切、過剰なサービスはその方の自立心を低下させるだけでなく、残され

た能力も低下させます。

5つ目に、子供のときから健康意識を高め、町民みずから健康づくりに取り組むことの重要性の啓発をしております。

本町では、平成27年度に「のばせ健康寿命！つかめ健幸生活！」を基本理念として第2次健康増進計画、第2次食育推進計画を策定いたしました。

高齢者だけでなく全ての町民に幼少期から楽しく体を動かす等の健康づくりの習慣化を身につけ、心身ともに健康で豊かな生活を目指し、社会全体が一体となった健康づくりを推進するものです。

生活不活発病の予防は、高齢者のみが対象でなく、また単に筋力低下の改善やできるだけ体を動かせばよいだけでなく、その人らしい活動的で生きがいのある活発な生活を送ることが大切です。

そのために、町民とともに、行政、地域、社協、シルバー人材センター等が連携し、生涯にわたる健康な生活が送れるよう取り組み、生活不活発病の予防に今後も努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ご丁寧な答弁どうもありがとうございました。

5項目にわたり、介護費の増加を抑制するのは対策であり、予防が第一であり、町としての取り組みは十分に行えているのがわかります。

高齢化の傾向はとめることはできません。

答弁にもあったように地域包括センターが中心で行っているとはいえ、今後は仕事量の増加、人材の不足などがございます。

地域の中に自然に浸透力を持ったサテライト化も必要と思われれますので、検討のほどよろしく対応願います。

以上で質問を終わりますが、今回は防犯、高齢化による生活不活発病等の質問に対し、当局の詳細な答弁、どうもありがとうございました。

私どもを含め多くの町民の方は、これから先、将来はどうなるのだろうかというような不安を感じております。

ならば、今の現状をしっかり見詰め、将来に対し行政は万全の対策を講じるのが一番の努めと思っております。

多度津町の将来に差す一隅の光のような希望が持てることを望み、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。